



○長野県告示第62号

平成15年2月20日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成15年2月6日

長野県知事 田中康夫

財政改革課

○長野県告示第63号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消しました。

平成15年2月6日

長野県知事 田中康夫

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 利幸開発	長野市松代町豊栄6046番地	平成15年1月28日

税務課

○長野県告示第64号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年2月6日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

飯田市上郷黒田3840の17、3842の17、下伊那郡阿南町字和合1111、下條村睦沢5288、5290、5292の1、天龍村平岡2688の2

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

飯田市下久堅下虎岩47の1、47の62から47の65まで、羽場赤坂1792の2、1793の3、大瀬木2619の6、大町市大字平字一ノ沢4283から4285まで、字沼沢口4286、字三ツ沢4309から4311まで、字三ツ沢口4312から4316まで、4317の1、4317の3、塩尻市大字宗賀字本山4648の1から4648の5まで、4648の7、下伊那郡松川町上片桐5083の1、阿智村智里4259の1058、4259の1076、4259の1077、根羽村4918の831（次の図に示す部分に限る。）、下條村陽阜3861の66、3861の67、3862の77、売木村45の722から45の724まで、天龍村神原21、42、泰阜村4404の2、4405の18、4405の19、4405の24、4416の4、4429の4、4452の5、8698の1、東筑摩郡坂北村字上方4110、4113、字高山4117から4120まで、字野原沢13331、13332、13333・13334（以上2筆合併）、字西山13339のイ12、南安曇郡堀金村大字烏川11の1（次の図に示す部分に限る。）、北安曇郡池田町大字池田1879の4、1879の48、1879の49、1879の60、1879の91から1879の93まで、1879の96から1879の98まで、1879の103、1879の104、1879の127、1879の128、1879の130、1879のイの79、1879のイの82、1879のイの83、1879のイの104から1879のイの107まで、1879のイの112、1879のイの114、1879のイの116

から1879のイの118まで、1879のイの198から1879のイの204まで、1879のイの207から1879のイの211まで、1879のイの213から1879のイの217まで、1879のイの300から1879のイの305まで、1879のイの308から1879のイの310まで、1879のイの319、1879のイの322、1879のイの327から1879のイの331まで、1879のイの368から1879のイの378まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

下虎岩47の1、47の62から47の65まで、羽場赤坂1792の2、1793の3、字一ノ沢4283から4285まで、字沼沢口4286、字三ツ沢4309から4311まで、字三ツ沢口4312から4316まで、4317の1、4317の3、智里4259の1058、4259の1076、4259の1077、根羽村4918の831、売木村45の722、45の723、神原21、42、泰阜村4404の2、4405の18、4405の19、4405の24、4416の4、4429の4、4452の5、8698の1、字上方4110、4113、字高山4117から4120まで、字野原沢13331、13332、13333・13334(以上2筆合併)、字西山13339のイ12、大字池田1879の4、1879の48、1879の49、1879の60、1879の91から1879の93まで、1879の96から1879の98まで、1879の103、1879の104、1879の127、1879の128、1879の130、1879のイの79、1879のイの82、1879のイの83、1879のイの104から1879のイの107まで、1879のイの112、1879のイの114、1879のイの116から1879のイの118まで、1879のイの198から1879のイの204まで、1879のイの207から1879のイの211まで、1879のイの213から1879のイの217まで、1879のイの300から1879のイの305まで、1879のイの308から1879のイの310まで、1879のイの319、1879のイの322、1879のイの327から1879のイの331まで、1879のイの368から1879のイの378まで

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第65号

御代田町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成15年2月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量（下水道台帳図作成）
- 2 作業期間 平成14年6月24日から平成15年1月29日まで
- 3 作業地域 御代田町全域

監 理 課

○長野県告示第66号

長野市稲田南土地区画整理組合理事長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成15年2月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年2月3日から平成16年3月31日まで
- 3 作業地域 長野市北部地域

監 理 課

○長野県告示第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年2月6日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

松本市

2 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画公園事業 3・3・7号 庄内公園

3 事業施行期間

平成15年2月6日から

平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

松本市出川1丁目地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

○長野県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年2月21日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 小川長野線
- 2 供用を開始する区間
長野市大字山田中字河後向3047番の4地先から
長野市大字山田中字河後向3028番の口地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年2月6日

道路維持課

○長野県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年2月21日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月6日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 418号
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡平谷村403番の323地先から
下伊那郡平谷村403番の306地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年2月6日
- 2(1) 路線名 418号
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡平谷村403番の265地先から
下伊那郡平谷村403番の264地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年2月6日
- 3(1) 路線名 418号
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡平谷村403番の257地先から
下伊那郡平谷村403番の252地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年2月6日

- 4(1) 路 線 名 418号
(2) 供用を開始する区間
下伊那郡阿南町新野2388番の1地先から
下伊那郡阿南町新野2412番の1地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成15年2月6日
- 5(1) 路 線 名 418号
(2) 供用を開始する区間
下伊那郡阿南町新野1365番の2地先から
下伊那郡阿南町新野3458番地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成15年2月6日
- 6(1) 路 線 名 418号
(2) 供用を開始する区間
下伊那郡天龍村神原5786番の1地先から
下伊那郡天龍村神原5786番の2地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成15年2月6日
- 7(1) 路 線 名 418号
(2) 供用を開始する区間
下伊那郡天龍村神原972番の5地先から
下伊那郡天龍村神原1191番の2地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成15年2月6日
- 8(1) 路 線 名 418号
(2) 供用を開始する区間
下伊那郡天龍村神原1561番地先から
下伊那郡天龍村神原1554番地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成15年2月6日

道路維持課

○長野県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年2月21日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月6日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 418号
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
下伊那郡平谷村403番の323地先から		旧	6.4~37.6	0.6407
下伊那郡平谷村403番の306地先まで				
同	上	新	6.4~39.8	0.6407

- 2(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 418号
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
下伊那郡平谷村403番の265地先から		旧	5.8~22.4	0.0451
下伊那郡平谷村403番の264地先まで				
同	上	新	17.8~25.2	0.0451

3(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 418号

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
下伊那郡平谷村403番の257地先から 下伊那郡平谷村403番の252地先まで		旧	11.2~19.0	0.1044
同	上	新	11.2~28.4	0.1044

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 418号

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
下伊那郡阿南町新野2388番の1地先から 下伊那郡阿南町新野2412番の1地先まで		旧	3.8~4.8	0.1000
同	上	新	4.2~7.8	0.1000

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 418号

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
下伊那郡阿南町新野1365番の2地先から 下伊那郡阿南町新野3458番地先まで		旧	5.0~10.0	0.3075
同	上	新	6.0~12.8	0.3083

6(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 418号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
下伊那郡天龍村神原5786番の1地先から 下伊那郡天龍村神原5786番の2地先まで	旧	6.6~24.0	0.2210
同 上	新	6.6~26.4	0.2463

7(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 418号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
下伊那郡天龍村神原972番の5地先から 下伊那郡天龍村神原1191番の2地先まで	旧	4.6~15.2	0.1572
同 上	新	4.6~15.2	0.1707

8(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 418号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
下伊那郡天龍村神原1561番地先から 下伊那郡天龍村神原1554番地先まで	旧	6.0~12.0	0.1000
同 上	新	6.0~12.0	0.1010

道路維持課

○長野県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年2月21日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月6日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 143号
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡四賀村大字中川7066番のイ地先から 東筑摩郡四賀村大字中川5677番の1地先まで		旧	6.0~20.0 ^m	0.4842 ^{km}
			12.0~81.0	0.3769
同	上	新	12.0~81.0	0.3769

- 2(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 143号
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡四賀村大字中川5676番の1地先から 東筑摩郡四賀村大字中川5609番の1地先まで		旧	13.0~16.0 ^m	0.2389 ^{km}
			17.5~75.0	0.1000
同	上	新	17.5~75.0	0.1000

道路維持課

○長野県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年2月21日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小川長野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
長野市大字山田中字河後向3047番の4地先から 長野市大字山田中字河後向3028番の口地先まで	旧	8.0~43.4	0.1131
同 上	新	16.4~44.0	0.1107

道路維持課